

## 起案用紙（委員会記録伺）

(1号)

議長	副議長	委員長	事務局長	局長補佐	係長	担当	文書取扱主任
起案日	令和6年9月27日			処理区分	<input type="checkbox"/> 重要 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 例規 <input type="checkbox"/> 公示 <input type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 秘		
決裁日	令和6年9月30日			保存	<input type="checkbox"/> 永 <input checked="" type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 即廃		
登録番号	6四議第409号			公開	非公開理由		
分類番号	04-02-01			■公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 時限非公開（ 公開）	四万十市情報公開条例第9条に該当（ ）		
簿冊番号	04 - 03						
委員会名	総務常任委員会			会議年月日	令和6年9月26日（木）		
				会議時間	12時57分～13時44分		
出席委員	委員長	広瀬正明					
	副委員長	澤良宜由美					
	委員	川村一朗					
	委員	平野正					
	委員	上岡正		欠席委員			
	委員	上岡真一					
その他	議長	宮崎努		委員外議員 前田和哉			
	委員外議員	寺尾真吾					
執行部出席者	総務課長	山崎寿幸					
	総務課長補佐	有光浩					
	総務課長補佐（人事担当）	梶谷卓志					
	総務課行政管理係長	山下将臣					
	財政課長	竹田哲也					
	財政課財政係長	宮崎史					
事務局	事務局長	原憲一					
	総務係主幹	近藤由美					
記 録							
令和6年9月定例会で付託された議案5件の審査のため、委員会を開催しました。							
その概要については以下のとおりです。							

■委員長挨拶により開会。

●まず「第25号議案 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」について、審査を行った。

**【説明：山崎総務課長】**

本条例は、新食肉センター整備にあたって設立された一般社団法人四万十食肉公社に本市職員を派遣することができるよう、新たに制定するもの。

第2条では、派遣することができる団体等の範囲を規定している。別途制定する規則において団体等を指定することとしており、今後、必要に応じて規則を制定することで一般社団法人四万十食肉公社以外の団体等にも本市職員の派遣が可能となる。また、第4条では、派遣職員の給与について規定しており、派遣期間中の給料、扶養手当、住居手当及び期末手当は市が負担し、時間外手当、勤勉手当等については派遣先が負担することとしている。この区分は、自治体ごとに多少違いはあるが、高知県や高知市等を参考に規定した。第5条から第8条までについても他の自治体を参考とした規定となっており、派遣後に復帰した本市職員が他の団体等に派遣されることにより不利益となることのないように規定している。

なお、1人の職員を派遣できる期間は、法律上、3年以内と定められているが、派遣先との合意及び当該職員の同意に基づき、さらに2年間まで延長可能となっている。

**【質疑：平野委員】**

派遣できる団体は、その都度追加していけるという認識で良いか。また、現段階では、食肉公社を想定したものと考えて良いか。

**【答弁：山崎総務課長】**

ご認識のとおり。

**【質疑：上岡正委員】**

現在、派遣できる団体等は何団体あるのか。

**【答弁：山崎総務課長】**

今回が初めてである。

**【質疑：上岡正委員】**

今のところ食肉公社のみか。

**【答弁：山崎総務課長】**

今のところ食肉公社のみ。

※他に質疑なく終了

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に「第26号議案 刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」について、審査を行った。

**【説明：山崎総務課長】**

令和7年6月1日に刑法が一部改正することに伴い、「懲役」及び「禁錮」という文言を「拘禁刑」に統一するもので、該当する11の条例を改正するもの。

なお、法改正の趣旨は、「懲役」は、生産作業や職業訓練等の刑務作業への従事が義務となっているが、「禁錮」は、刑務作業への従事が義務とはなっていないものの、自ら希望することは可能。実態としては、受刑者のほとんどが「懲役」であり、「禁錮」は0.3%程度であって、その8割が刑務作業を希望していることから、ほぼ全ての受刑者が刑務作業に従事しているため、「懲役」と「禁錮」を区分する必要性が乏しいということから「拘禁刑」に統一することとなったもの。

**【質疑：平野委員】**

今回の改正は刑の軽重に関係するのか。

**【答弁：山崎総務課長】**

刑の軽重には関係なく、あくまでも字句の改正である。

**【質疑：平野委員】**

関連条例が11とのことだが、他には無いか。

**【答弁：山崎総務課長】**

確認した結果11条例であったため、他にはないと把握している。

※他に質疑なく終了

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に「第29号議案 四万十市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例」について、審査を行った。

**【説明：山崎総務課長】**

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律・いわゆるマイナンバー法が、令和6年5月27日付けで改正されたことに伴う字句の改正である。

※質疑なく終了

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に「第30号議案 辺地総合整備計画の変更について」、審査を行った。

**【説明：竹田財政課長】**

今回の変更は、鴨川辺地においてはスクールバスの購入、横瀬辺地においては市道の橋梁修繕について、辺地債を活用するため、本計画に新たに追加する。

なお、鴨川辺地におけるスクールバス購入金額については、総額約400万円のものを利用者数で按分し、鴨川辺地利用者分として、今回の金額を記載している。

**【質疑：上岡正委員】**

スクールバス購入については、他の辺地にも記載しているのか。

**【答弁：竹田財政課長】**

今回のスクールバス購入について、このスクールバスを利用する方のうち、辺地にあたる方は1名で、利用者は合計6名であるため、1/6程度の金額を今回辺地計画（鴨川辺地部分）に追加した。

**【質疑：上岡正委員】**

他のスクールバスでルート工夫することはできなかったのか。

**【答弁：竹田財政課長】**

所管が学校教育課になるので詳しいことは分かりかねるが、もう一つのルートに追加するような形をとると非常に時間がかかるということで、今回購入することとなった。

**【質疑：川村一朗委員】**

購入するスクールバスは他の用途では使用できないのか。せっかく購入してスクールバスだけで使うのはもったいない感じがする。

**【答弁：竹田財政課長】**

例えば住民を乗せたりするとなると、利用料金が発生し、そこが混在するとどうのようになるか、その辺りは詳しくないが、難しいのではないかと思う。

※他に質疑なく終了

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に「第31号議案 四万十市過疎地域持続的発展計画の変更について」審査を行った。

**【説明：朝比奈地域企画課長】**

主な変更点は、市道大宮下家地線、市道掃地山藤ノ川線及び市道用井昭和線の改良工事及び医師住宅新築整備事業の追加。その他、文言等を最新の内容に修正するもの、出生や転入転出等の数量の変更等の変更である。今後は、議決を得た後国へ提出する運びとなる。

**【質疑：上岡正委員】**

本計画に工事等を追記することの目的は。

**【答弁：朝比奈地域企画課長】**

基本的には過疎債を充当するためのもの。

※他に質疑なく終了

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、その他に移り、管外視察、次回委員会の日程等及び分野別意見交換会について協議を行った。

－小休－

－正会－

■委員長報告の作成を正副委員長に一任し、委員会を終了した。